

大和市教育委員会 9 月定例会

日 時 平成 24 年 9 月 27 日
午前 10 時 00 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 24 号) 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について (諮問)

日程第 2 (議案第 25 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 26 号) 平成 25 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

日程第 4 (議案第 27 号) 大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画 (案) について (諮問)

日程第 5 大和市教育委員会委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 24 号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
(諮問)

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定にかかわる大和市スポーツ推進審議会及び大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 24 年 9 月 27 日提出

大和市教育委員会
教育長 滝 澤 正

平成24年 月 日

大和市スポーツ推進審議会
会長 廣瀬 秀夫 様

大和市教育委員会
委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（諮問）

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定にかかわり、貴審議会の意見を求めます。

（制定理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づき、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）及び文化（文化財の保護に関することを除く。）に関する事務を市長が管理し、及び執行するため、同条例を制定するものです。

なお、同条例の制定に伴い、大和市スポーツ施設設置条例及び大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例の一部改正の必要性が生じることから、同条例附則で規定することとしております。

平成24年 月 日

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭 様

大和市教育委員会
委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（諮問）

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定にかかわり、貴会議の意見を求めます。

（制定理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づき、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）及び文化（文化財の保護に関することを除く。）に関する事務を市長が管理し、及び執行するため、同条例を制定するものです。

なお、同条例の制定に伴い、大和市スポーツ施設設置条例及び大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例の一部改正の必要性が生じることから、同条例附則で規定することとしております。

議案第 25 号

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 24 年 9 月 27 日提出

大和市教育局
教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、年度の途中で就任した職員の任期は、その年度の末日までとする。

第3条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員又は定数に満たない場合における補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

第3条に次の1項を加える。

3 非常勤特別職の再任は妨げない。

別表青少年相談室職員心理カウンセラーの項の次に次のように加える。

スクールソーシャルワーカー	2人	青少年の健全育成に資するため、問題を抱える青少年及びその保護者の相談に応じ、関係機関と連携して当該青少年の置かれた環境の調整を行い、並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。
---------------	----	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委嘱されている者の任期については、改正後の第3条の規定にかかわらず、当該職員の委嘱された任期によるものとする。

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案

現行

(非常勤特別職の任期)
 第3条 非常勤特別職の任期は1年とする。ただし、年度の途中に就任した職員の任期は、その年度の末日までとする。
 2 前項の規定にかかわらず、文化財保護指導委員及び社会体育振興委員の任期は2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員又は定数に満たない場合における補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。
 3 非常勤特別職の再任は妨げない。

(非常勤特別職の任期)
 第3条 非常勤特別職の任期は1年とする。
 2 前項の規定にかかわらず、文化財保護指導委員及び社会体育振興委員の任期は2年とする。

別表(第2条関係)

職名	定数	設置目的及び主な職務
青少年相談室職員	略	略
相談員	略	略
特別相談員	略	略
専門街頭指導員	略	略
研究員	略	略
教育支援教室指導員	略	略
心理カウンセラー	略	略
スクールソーシャルワーカー	2人	青少年の健全育成に資するため、問題を抱える青少年及びその保護者との相談に応じ、関係機関と連携して当該青少年の置かれた環境の調整を行い、並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。

別表(第2条関係)

職名	定数	設置目的及び主な職務
青少年相談室職員	略	略
相談員	略	略
特別相談員	略	略
専門街頭指導員	略	略
研究員	略	略
教育支援教室指導員	略	略
心理カウンセラー	略	略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委嘱されている者の任期については、改正後の第

3条の規定にかかわらず、当該職員の委嘱された任期によるものとする。

議案第 26 号

平成 25 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

平成 25 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について、審議願いたく提案する。

平成 24 年 9 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成25年度 大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針

大和市教育委員会

大和市教育委員会は、学校の組織としての能力を高めるとともに、教職員の意欲と専門性の向上を図るため、また、教職員の世代交代が円滑に進むよう、人事異動にあたっては、次の事項を基本方針とし、関係機関の協力のもとに教職員の適正な配置に努めるものとする。

【基本方針】

1. 適材を適所に配置する。

教職員の能力を最大限に発揮できるよう、広く適材を適所に配置し、意欲と専門性の向上を図り、人材育成を推進していく。

2. 教職員の編成を刷新強化する。

新採用・再任用教職員の配置、転任及び配置換えによって、教職員の編成を刷新強化し、学校の組織としての能力が高まることを目指していく。

3. 若手教職員の育成を図る。

経験豊かな教職員が多く退職する中、若手教職員への継承に努めるとともに、早い段階で、各校種間や行政、他市町村との人事交流を積極的に進めるなどし、若手教職員の育成を図っていく。

議案第 27 号

大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画（案）について（諮問）

大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画（案）にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 24 年 9 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成24年 月 日

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会
委員長 青蔭 文雄

大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画（案）について（諮問）

大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画の策定にかかわり、貴会議の意見を求め
ます。